第73期 「安 全 衛 生 管 理 計 画 」

安 全 衛 生 方 針 （全 社）	安 全 目 標 （全 社）
基 本 姿 勢 **株式会社加賀田組は、「人命尊重」の基本理念の下に、予知活動を積極的に展開し、完全な安全衛生管理活動の実現を目指す。** 行 動 指 針 **① 全職員の協力のもとに、安全衛生管理活動を積極的に推進する** **② 労働安全衛生関係法令及び当社の安全衛生関係社則を遵守する** **③ 安全衛生管理を「計画－実施－評価－改善」という一連の過程を定めて実施することにより、継続的に安全衛生水準の向上に努める** **④ 工事現場における危険予知活動を確実に履行する** ス ロ ー ガ ン **「安 全 即 実 行」**	（対 策 目 標） **安全衛生管理活動の積極的展開による労働災害・事故の撲滅** （数量的目標） **死亡災害の絶滅** **度数率 １．４７以下**（１００万延べ労働時間当たりの労働災害による死傷者数） **強度率 ０．２２以下**（１，０００延べ労働時間当たりの労働災害による労働損失日数） （※度数率・強度率は令和4年の総合工事業全国平均値以下を目標とする）

年 度 運 営 方 針
1. 全社安全衛生方針に基づき、工事特性による危険を予知し、作業所の危険有害要因を特定するとともに、その有害要因を排除・低減させるために諸施策を積極的に実施し、全社安全目標を達成する
2. 安全衛生管理計画の実施状況及び効果を定期的に確認し、問題点の改善・見直しを行い、継続的な改善及び安全衛生水準の向上に努め、労働災害・公衆災害の撲滅を目指す
3. 過重労働等の防止及びメンタルヘルス対策の実施、危険・有害業務のリスクアセスメント実施による健康障害防止対策推進による快適な職場環境形成を目指す

重 点 施 策	部 署 別 の 具 体 的 重 点 実 施 事 項		
	安全衛生管理主管部署	実 施 部 署	作業所（統括安全衛生責任者）、部署（担当責任者）
1. 墜落災害・クレーン災害を防止する為に、作業手順・計画を立案し打ち合わせ・点検等安全サイクルを確実に実施することを徹底させる	①着前検討会議・検討会・安全衛生パトロール等により危険箇所を抽出し安全衛生管理体制の確立・整備に対する指導を行う ・現場で予想される事故を把握し、対策に関する指導を行う ・現場に沿った作業計画・作業手順の立案を指導する ・クレーン作業のおける現地KYの実施を指導する ・打ち合わせ・点検・巡回等の安全サイクルの実施の徹底を指導する	①安全施工サイクルを有効に回すための指導支援を行う ・打ち合わせ・巡回等で足場等の点検を実施するように指導する ・現場に沿った作業手順・作業計画が作成されているかの確認を行う ・クレーン作業における現地KYの実施	①安全施工サイクルを有効かつ確実に実施する。特に、現場巡視時において職長等に法違反・不安全行動等の排除及び安全指導を確実に実施する ②協力会社の作成する作業計画・作業手順について確認し、必要な指導・支援を行う ③リスクアセスメント・危険予知を積極的に展開し、適宜内容の確認指導を行い、安全衛生意識の高揚を図る
2. 事前の地下埋設物・架空物・公共物・近隣構造物等の確認と作業前の周知と確認後の作業開始の徹底	①着前検討会議、安全パトロール時、現場朝礼時、安全訓練時等及び KY活動時に「ライフライン事故防止チェックシート」の活用を確認し、地下埋設物・架空電線等の表示と周知を行い、破損防止対策を実施しているか、確認指導をする	①架空線・埋設管の位置を把握し、離隔・防護措置に関する指導を行う 掘削作業・クレーン作業に関する作業手順書・作業計画を整備させることの徹底と指導を行う ②作業所に対し、「ライフライン事故防止チェックシート」の活用の徹底を指導する	①占用者協議による架空線・埋設管の有無の確認と必要に応じた試掘により確認する ・職員に周知すると共に、下請け業者に新規入場者教育・打ち合わせ・KY・現地マーキング等で周知する ・ 架空線・構造物等の損傷防止の教育指導を現場で行う ②当社職員がKY活動時に「ライフライン事故防止チェックシート」の内容が反映されているか確認する
3. 健康障害防止による快適な職場環境の形成 ・健康診断等受診率100%実現 ・ストレスチェック受診率向上 ・過重労働等の管理・適正対応 ・現場の危険・有害業務のリスク軽減 ・熱中症の予防	①職員の過重労働等、健康障害防止の支援・指導 ・関係法令の周知及び法令遵守の確認・指導を行う ②作業所等における危険・有害業務のリスク軽減の支援・指導 ・関係法令の周知及び法令遵守の確認・指導を行う ・着前検討会議、安全審査、安全衛生パトロール、安全衛生教育時等で確認・指導を行う ・熱中症防止対策の指導を行う	①職員の過重労働等、健康障害防止については、関係部署と連携し、部員の実施を指導及び社則・ルール等の遵守の指導を行う。また、必要に応じ、軽減対策等を実施する ②作業所等における危険・有害業務のリスク軽減措置について主管部署・安全衛生担当者と連携して指導を行う ・着前検討会議、安全審査、安全衛生パトロール、安全衛生会議等で確認・指導を行う ・熱中症予防対策チェックシートの活用指導 及び使用の確認を行う ・熱中症防止対策（WBGT等による）中止・休憩時間等の立案	①過重労働等、健康障害防止の諸事項について積極的に受診又は取り組みを行う ・熱中症予防対策チェックシートの使用を確実に行う ②リスクアセスメントを取り入れた施工計画書に基づき、特定した危険・有害業務については、協力会社と打合せを行い、可能な限りのリスク軽減措置を立てて関係法令違反なく作業するよう支援・指導を行う ・過去の災害事例に基づき再発防止の指導・水平展開を行う ・WBGT値の把握と休憩施設・空調服・飲料等の現場環境の整備の実施 ・作業員の体調把握・環境に応じた休憩時間の確保を行う